

令和 8 年

3 月加賀市議会定例会議案

令和8年3月加賀市議会定例会議案

目次

議案番号	件名	頁
議案第3号	令和8年度加賀市一般会計予算.....	別冊
議案第4号	令和8年度加賀市国民健康保険特別会計予算.....	別冊
議案第5号	令和8年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算.....	別冊
議案第6号	令和8年度加賀市介護保険特別会計予算.....	別冊
議案第7号	令和8年度加賀山代温泉財産区特別会計予算.....	別冊
議案第8号	令和8年度加賀山中温泉財産区特別会計予算.....	別冊
議案第9号	令和8年度加賀市病院事業会計予算.....	別冊
議案第10号	令和8年度加賀市水道事業会計予算.....	別冊
議案第11号	令和8年度加賀市下水道事業会計予算.....	別冊
議案第12号	令和7年度加賀市一般会計補正予算.....	別冊
議案第13号	令和7年度加賀市国民健康保険特別会計補正予算.....	別冊
議案第14号	令和7年度加賀市後期高齢者医療特別会計補正予算.....	別冊
議案第15号	令和7年度加賀市病院事業会計補正予算.....	別冊
議案第16号	令和7年度加賀市水道事業会計補正予算.....	別冊
議案第17号	加賀市部設置条例の一部改正について.....	1
議案第18号	加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正 について.....	4

議案第19号	加賀市手数料条例の一部改正について.....	5
議案第20号	加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について.....	7
議案第21号	加賀市教育振興基金条例の廃止について.....	9
議案第22号	加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正 について.....	10
議案第23号	加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	11
議案第24号	加賀市介護保険条例の一部改正について.....	13
議案第25号	加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に 係る準則を定める条例について.....	19
議案第26号	加賀市火入れに関する条例の一部改正について.....	21
議案第27号	加賀市病院事業職員定数条例の一部改正について.....	23
議案第28号	加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正 について.....	24
議案第29号	加賀看護学校授業料等徴収条例の一部改正について.....	26
議案第30号	加賀市火災予防条例の一部改正について.....	29
議案第31号	加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部改正について.....	31
議案第32号	いきいきランドかがの指定管理者の指定について.....	32
議案第33号	加賀市過疎地域持続的発展計画の策定について.....	別冊
議案第34号	「請負契約の締結について」の一部変更について.....	33

議案第17号

加賀市部設置条例の一部改正について

加賀市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市部設置条例の一部を改正する条例

加賀市部設置条例(平成17年加賀市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

(1) 総務部

- ア 秘書に関する事。
- イ 議会及び文書に関する事。
- ウ 統計に関する事。
- エ 人権及び男女共同参画に関する事。
- オ 職員に関する事。
- カ 財政、契約及び財産に関する事。
- キ 総合企画及び調整に関する事。
- ク 行政情報政策に関する事。
- ケ 広報及び広聴に関する事。

- コ 人口減少対策に関すること。
 - サ 他の部の所管に属しないこと。
- (2) 危機対策部
- ア 防災及び災害対策に関すること。
 - イ 防犯及び交通安全対策に関すること。
- (3) 市民生活部
- ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
 - イ まちづくりに関すること。
 - ウ 地域交通に関すること。
 - エ 市税及び各種料金に関すること。
 - オ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。
 - カ 環境政策、環境保全及び環境衛生に関すること。
 - キ 廃棄物処理に関すること。
- (4) 健康福祉部
- ア 社会福祉に関すること。
 - イ 消費者行政に関すること。
 - ウ 介護保険に関すること。
 - エ 地域医療に関すること。
 - オ 予防衛生及び健康指導に関すること。
- (5) 産業部
- ア 観光に関すること。
 - イ 商工業及び労働に関すること。
 - ウ 企業立地に関すること。
 - エ デジタル化政策に関すること。
 - オ 農林水産業に関すること。
- (6) 建設部

- ア 土木に関する事。
- イ 都市計画及び都市景観に関する事。
- ウ 区画整理に関する事。
- エ 建築及び住宅行政に関する事。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第18号

加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年加賀市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第6条、第8条から第10条まで及び第12条」を「第7条、第9条から第11条まで及び第13条」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第19号

加賀市手数料条例の一部改正について

加賀市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市手数料条例の一部を改正する条例

加賀市手数料条例(平成17年加賀市条例第83号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「場合で、当該災害の発生の日から2年以内にその工事に着手する場合に係る確認申請手数料又は完了検査申請手数料については、」を「ときは、次の各号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 確認申請手数料
- (2) 完了検査申請手数料
- (3) 中間検査申請手数料
- (4) 構造計算審査手数料
- (5) 仮使用認定申請手数料
- (6) 仮設興行場等建築許可申請手数料
- (7) 長期優良住宅認定等手数料
- (8) 低炭素建築物認定等手数料

(9) 建築物省エネ認定等手数料

(10) 建築確認申請台帳等記載事項証明書交付手数料

別表1の項中「300円」の次に「(建築確認申請台帳等記載事項証明書にあっては、1枚につき500円)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前の手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第20号

加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について

加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例

加賀市立学校施設使用料徴収条例(平成17年加賀市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別表」を「別表第1及び別表第2」に改め、同条第3項中「使用にあつては」の次に「、施設使用料に限り」を加える。

第3条を次のように改める。

第3条 学校施設の使用に係る承認を得た者(以下「使用者」という。)は、前条で定める使用料を教育委員会に納入しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず期間を指定して使用料を納付させることができる。

別表中「使用料」を「施設使用料」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第2条関係)

冷暖房使用料

区分	単位	金額
屋内運動場又は講堂	1時間	2,000円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて冷暖房使用料を計算する。ただし、使用時間が30分に満たない場合は、1時間に切り上げて使用料を計算する。
- 2 複数の使用者が同時に冷暖房を使用する場合には、当該使用者のうち一の使用者の冷暖房使用料は、重複した時間に係る冷暖房使用料の金額の50パーセント分を減額した額とする。ただし、同時に使用する時間が1時間に満たない場合は、冷暖房使用料を減額しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市立学校施設使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第21号

加賀市教育振興基金条例の廃止について

加賀市教育振興基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市教育振興基金条例を廃止する条例

加賀市教育振興基金条例(平成31年加賀市条例第15号)は、廃止する。

附則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第22号

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年加賀市条例第113号)の一部を次のように改正する。

第9条第23号中「第2条第4号に規定する電気通信事業」を「第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業」に改め、「空中線系」の次に「(その支持物を含む。)」を加える。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

議案第23号

加賀市国民健康保険税条例の一部改正について

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「22万円」を「24万円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.27」に改める。

第7条中「8,900円」を「9,200円」に改める。

第7条の2第1号中「6,200円」を「6,400円」に改め、同条第2号中「3,100円」を「3,200円」に改め、同条第3号中「4,650円」を「4,800円」に改める。

第8条中「100分の1.88」を「100分の1.96」に改める。

第9条中「9,700円」を「10,000円」に改める。

第9条の2中「4,400円」を「4,600円」に改める。

第21条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第1号ウ中「6,230円」を「6,440円」に改め、同号エ(ア)中「4,340円」を「4,480円」に改

め、同号エ(イ)中「2,170円」を「2,240円」に改め、同号エ(ウ)中「3,255円」を「3,360円」に改め、同号オ中「6,790円」を「7,000円」に改め、同号カ中「3,080円」を「3,220円」に改め、同項第2号ウ中「4,450円」を「4,600円」に改め、同号エ(ア)中「3,100円」を「3,200円」に改め、同号エ(イ)中「1,550円」を「1,600円」に改め、同号エ(ウ)中「2,325円」を「2,400円」に改め、同号オ中「4,850円」を「5,000円」に改め、同号カ中「2,200円」を「2,300円」に改め、同項第3号ウ中「1,780円」を「1,840円」に改め、同号エ(ア)中「1,240円」を「1,280円」に改め、同号エ(イ)中「620円」を「640円」に改め、同号エ(ウ)中「930円」を「960円」に改め、同号オ中「1,940円」を「2,000円」に改め、同号カ中「880円」を「920円」に改め、同条第2項第2号ア中「1,335円」を「1,380円」に改め、同号イ中「2,225円」を「2,300円」に改め、同号ウ中「3,560円」を「3,680円」に改め、同号エ中「4,450円」を「4,600円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第24号

加賀市介護保険条例の一部改正について

加賀市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市介護保険条例の一部を改正する条例

加賀市介護保険条例(平成17年加賀市条例第157号)の一部を次のように改正する。

附則に次の5項を加える。

(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)

- 14 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から第17項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、

第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除し

て得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

- 16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定に

よる改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第25号

加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例について

加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第20条の2第1項の規定により、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、工場立地法及び国家戦略特別区域法において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この条例は、本市が国家戦略特別区域工場等新增設促進事業を実施する区域として区域計画に定められた区域(以下「特例区域」という。)において適用する。

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 特例区域における緑地及び環境施設(緑地を含む。)の面積の敷地面積に対する割合は、それぞれ100分の1以上とする。

(敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合の特例)

第5条 特定工場の敷地が特例区域及び特例区域以外の区域にわたる場合においては、当該敷地のそれぞれの区域の当該敷地に占める面積の割合(以下「敷地割合」という。)につき、特例区域の敷地割合が2分の1以上のときは前条の規定を当該敷地の全部について適用し、特例区域の敷地割合が2分の1未満のときは同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

加賀市火入れに関する条例の一部改正について

加賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市火入れに関する条例の一部を改正する条例

加賀市火入れに関する条例(平成17年加賀市条例第178号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(火入れの中止及び制限)」に改め、同条第1項中「強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された」を「強風注意報、乾燥注意報又は火災に関する警報(以下この条において「警報等」という。)が発せられた」に改め、同条第2項中「強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令された」を「警報等が発せられた」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)第29条の8に規定する林野火災に関する注意報が発せられた場合には、当該注意報が解除されるまでの間、火入れの制限に従うよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第27号

加賀市病院事業職員定数条例の一部改正について

加賀市病院事業職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市病院事業職員定数条例の一部を改正する条例

加賀市病院事業職員定数条例(令和2年加賀市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中「530人」を「550人」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第28号

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

加賀市病院事業使用料及び手数料条例(平成17年加賀市条例第139号)の一部を次のように改正する。

第1条中「規定する病院(以下「病院」という。)」を「規定する施設(以下「病院等」という。)」に、「若しくは病院」を「又は病院等」に改め、同条中「又は同条第4項に規定する訪問看護ステーションを利用した者」を削る。

別表9の項を次のように改める。

9	その他特別に経費を要する診療料及び施設等の使用料	第1項から前項までに掲げるもののほか特別に経費を要する診療料及び施設等の使用料	管理者が別に定める額
---	--------------------------	---	------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の加賀市病院事業使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

議案第29号

加賀看護学校授業料等徴収条例の一部改正について

加賀看護学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀看護学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例

加賀看護学校授業料等徴収条例(平成17年加賀市条例第141号)の一部を次のように改正する。

第1条中「証明手数料」の次に「(以下「授業料等」という。)」を加える。

第2条の見出しを「(授業料等の額)」に改め、同条中「徴収する受験手数料、入学金及び授業料」を「授業料等」に改める。

第3条を削る。

第4条の見出しを「(授業料等の納付)」に改め、同条第1項中「入学願書等の書類を受理する際に、あわせて徴収する」を「入学願書を提出する際に納付しなければならない」に改め、同条第2項中「あわせて徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同条第3項中「区分し、」の次に「授業料の年額の2分の1に相当する額を、」を加え、「納入通知書の発行をもって徴収する」を「納付しなければならない」に改め、同条第4項中「前期又は後期」を「年度」に、「から前期又は後期において徴収

する授業料の額は、授業料」を「の授業料については、年額」に、「の日に属する月から次の徴収の時期前までの月数」を「をした月から当該期末までの月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)」に、「を納入通知書の発行をもって徴収する」を「とし、復学等をした月に納付しなければならない」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 証明手数料は、学校が発行する各種証明書の交付申請手続をする際に納付しなければならない。

第4条を第3条とする。

第5条中「学生」を「者」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「対し」を「対して、」に、「減額し、若しくは免除し、」を「減額若しくは免除」に改め、同条第2項中「学生が休学する」を「休学を許可された」に、「第4条第1項」を「第3条第3項」に、「納入月の初日から末日まで及びその月以降引き続き月の初日から末日まで」を「前期又は後期の全期間」に、「その月」を「その期」に改め、同条に次の1項を加える。

3 在学中の者が第3条第5項に定める交付申請手続をする場合において、その証明手数料を免除する。

第6条を第5条とする。

第7条中「受験手数料、入学金及び授業料」を「授業料等」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

授業料等

区分	金額
受験手数料	10,000円

入学金	100,000円
授業料	年額 480,000円
証明手数料	1通につき 300円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第30号

加賀市火災予防条例の一部改正について

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市火災予防条例の一部を改正する条例

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出しを「(一般サウナ設備)」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)」を「一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とし、同条の前に次の1条を加える。

(簡易サウナ設備)

第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。)及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「感震ブレーカー」を加える。

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号の前に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備(個人が設けるものを除く。)

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第31号

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 部長 37,000円

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第32号

いきいきランドかがの指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

管理を行わせる施設の所在地及び名称

所在地 加賀市熊坂町乙1番地1

名称 いきいきランドかが

指定管理者

所在地 石川県金沢市戸水2丁目140番地

名称 株式会社 エイム

指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第34号

「請負契約の締結について」の一部変更について

令和6年12月加賀市議会定例会において議決された議決第114号「請負契約の締結について」（加賀温泉駅前広場全天候型広場施設等建設工事(建築工事))のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

契約金額「2,308,900,000円」を「2,346,410,000円」に改める。

【参考資料】

条例案件新旧対照表

令和 8 年

3 月加賀市議会定例会

令和8年3月加賀市議会定例会
条例案件新旧対照表

－目 次－

件 名	頁
(議案第17号) 加賀市部設置条例の一部改正について.....	1
(議案第18号) 加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について.....	4
(議案第19号) 加賀市手数料条例の一部改正について.....	5
(議案第20号) 加賀市立学校施設使用料徴収条例の一部改正について.....	7
(議案第22号) 加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について.....	9
(議案第23号) 加賀市国民健康保険税条例の一部改正について.....	10
(議案第24号) 加賀市介護保険条例の一部改正について.....	16
(議案第26号) 加賀市火入れに関する条例の一部改正について.....	22
(議案第27号) 加賀市病院事業職員定数条例の一部改正について.....	23
(議案第28号) 加賀市病院事業使用料及び手数料条例の一部改正について.....	24
(議案第29号) 加賀看護学校授業料等徴収条例の一部改正について.....	26
(議案第30号) 加賀市火災予防条例の一部改正について.....	29
(議案第31号) 加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について.....	32

加賀市部設置条例(平成17年加賀市条例第11号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>※第1条 略 （部の名称及び分掌事務）</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため市に設置する部の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア <u>議会及び文書に関すること。</u></p> <p>イ <u>職員に関すること。</u></p> <p>ウ <u>防災及び災害対策に関すること。</u></p> <p>エ <u>財政、契約及び財産に関すること。</u></p> <p>オ <u>統計に関すること。</u></p> <p>カ <u>防犯及び交通安全対策に関すること。</u></p> <p>キ <u>まちづくり及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>ク <u>市税及び各種料金に関すること。</u></p> <p>ケ <u>他の部の所管に属しないこと。</u></p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(2) <u>政策企画部</u></p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>総合企画及び調整に関すること。</u></p>	<p>※第1条 略 （部の名称及び分掌事務）</p> <p>第2条 市長の権限に属する事務を分掌させるため市に設置する部の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア <u>秘書に関すること。</u></p> <p>イ <u>議会及び文書に関すること。</u></p> <p>ウ <u>統計に関すること。</u></p> <p>エ <u>人権及び男女共同参画に関すること。</u></p> <p>オ <u>職員に関すること。</u></p> <p>カ <u>財政、契約及び財産に関すること。</u></p> <p>キ <u>総合企画及び調整に関すること。</u></p> <p>ク <u>行政情報政策に関すること。</u></p> <p>ケ <u>広報及び広聴に関すること。</u></p> <p>コ <u>人口減少対策に関すること。</u></p> <p>サ <u>他の部の所管に属しないこと。</u></p> <p>(2) <u>危機対策部</u></p> <p>ア <u>防災及び災害対策に関すること。</u></p> <p>イ <u>防犯及び交通安全対策に関すること。</u></p>	

ウ 広報及び広聴に関すること。

エ 人口減少対策に関すること。

(3) イノベーション推進部

ア イノベーション・デジタル化政策に関すること。

—

—

—

—

—

—

(4) 市民健康部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ 社会福祉に関すること。

ウ 消費者行政に関すること。

エ 社会保障に関すること。

オ 予防衛生及び健康指導に関すること。

カ 地域医療に関すること。

(5) 産業振興部

ア 観光に関すること。

イ 商工業及び労働に関すること。

ウ 企業立地に関すること。

—

—

—

(3) 市民生活部

ア 戸籍及び住民基本台帳に関すること。

イ まちづくりに関すること。

ウ 地域交通に関すること。

エ 市税及び各種料金に関すること。

オ 国民健康保険、国民年金及び後期高齢者医療に関すること。

カ 環境政策、環境保全及び環境衛生に関すること。

キ 廃棄物処理に関すること。

(4) 健康福祉部

—

ア 社会福祉に関すること。

イ 消費者行政に関すること。

ウ 介護保険に関すること。

エ 地域医療に関すること。

オ 予防衛生及び健康指導に関すること。

(5) 産業部

ア 観光に関すること。

イ 商工業及び労働に関すること。

ウ 企業立地に関すること。

エ デジタル化政策に関すること。

エ 農林水産業に関すること。

オ 環境政策、環境保全及び環境衛生に関すること。

カ 廃棄物処理に関すること。

(6) 建設部

ア 土木に関すること。

イ 都市計画及び都市景観に関すること。

ウ 北陸新幹線に関すること。

エ 区画整理に関すること。

オ 建築及び住宅行政に関すること。

—

—

オ 農林水産業に関すること。

—

—

(6) 建設部

ア 土木に関すること。

イ 都市計画及び都市景観に関すること。

—

ウ 区画整理に関すること。

エ 建築及び住宅行政に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

加賀市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(平成17年加賀市条例第26号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)第6条、第8条から第10条まで及び第12条に規定する報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>※以下 略</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>※第1条・第2条 略 (減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(加賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年加賀市条例第20号)第7条、第9条から第11条まで及び第13条に規定する報酬を除く。))の10分の1以下を減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</p> <p>※以下 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	

加賀市手数料条例(平成17年加賀市条例第83号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第5条まで 略 (手数料の減免)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 災害により滅失し、若しくは損壊した住宅の用途に供する建築物(併用住宅の用途に供するものにあつては、住宅部分の床面積の合計が併用部分の床面積の合計に満たないものを除く。以下「住宅用建築物」という。)に替えて必要となる住宅用建築物を建築し、又はその損壊した住宅用建築物の改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合で、当該災害の発生の日から2年以内にその工事に着手する場合に係る確認申請手数料又は完了検査申請手数料については、手数料を徴収しない。</p> <p>— — — — — — — — —</p>	<p>※第1条から第5条まで 略 (手数料の減免)</p> <p>第6条 ※本文 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 災害により滅失し、若しくは損壊した住宅の用途に供する建築物(併用住宅の用途に供するものにあつては、住宅部分の床面積の合計が併用部分の床面積の合計に満たないものを除く。以下「住宅用建築物」という。)に替えて必要となる住宅用建築物を建築し、又はその損壊した住宅用建築物の改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをするときは、次の各号に掲げる</p> <hr/> <p>_____手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 確認申請手数料 (2) 完了検査申請手数料 (3) 中間検査申請手数料 (4) 構造計算審査手数料 (5) 仮使用認定申請手数料 (6) 仮設興行場等建築許可申請手数料 (7) 長期優良住宅認定等手数料 (8) 低炭素建築物認定等手数料 (9) 建築物省エネ審査等手数料</p>	

—
 ※4から6まで 略
 ※以下 略

別表(第2条、第6条関係)

手数料の種類及び金額

徴収する手数料の種類	金額
1 証明手数料	1件(土地、家屋、租税及び公課に関する証明は1枚)につき 300円
※2から154まで 略	※略

※備考 略

(10) 建築確認申請台帳等記載事項証明書交付手数料

※4から6まで 略
 ※以下 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の加賀市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の手数料を徴収する事務に係る手数料について適用し、同日前の手数料を徴収する事務に係る手数料については、なお従前の例による。

別表(第2条、第6条関係)

手数料の種類及び金額

徴収する手数料の種類	金額
1 証明手数料	1件(土地、家屋、租税及び公課に関する証明は1枚)につき 300円 (<u>建築確認申請台帳等記載事項証明書にあっては、1枚につき500円</u>)
※2から154まで 略	※略

※備考 略

加賀市立学校施設使用料徴収条例(平成17年加賀市条例第90号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (使用料)</p> <p>第2条 使用料は、別表_____のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>※2 略</p> <p>3 別に規則で定める学校施設の開放に関する使用にあっては_____、無料とする。</p> <p>第3条 前条の使用料は、使用承認の際に徴収する。</p> <p>—</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条 略 (使用料)</p> <p>第2条 使用料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。</p> <p>※2 略</p> <p>3 別に規則で定める学校施設の開放に関する使用にあっては、<u>施設使用料に限り、無料とする。</u></p> <p>第3条 <u>学校施設の使用に係る承認を得た者(以下「使用者」という。)は、前条で定める使用料を教育委員会に納入しなければならない。</u></p> <p><u>2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず期間を指定して使用料を納付させることができる。</u></p> <p>※以下 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の加賀市立学校施設使用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、</u></p>	

別表__ (第2条関係)

使用料__

※表 略

—

—

—

—

—

なお従前の例による。

別表第1(第2条関係)

施設使用料

※表 略

別表第2(第2条関係)

冷暖房使用料

区分	単位	金額
屋内運動場又は講堂	1時間	2,000円

備考

- 1 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げて冷暖房使用料を計算する。ただし、使用時間が30分に満たない場合は、1時間に切り上げて使用料を計算する。
- 2 複数の使用者が同時に冷暖房を使用する場合には、当該使用者のうち一の使用者の冷暖房使用料は、重複した時間に係る冷暖房使用料の金額の50パーセント分を減額した額とする。ただし、同時に使用する時間が1時間に満たない場合は、冷暖房使用料を減額しない。

加賀市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年加賀市条例第113号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第8条まで 略 (適用の除外)</p> <p>第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項の規定による許可を受け、又は前条後段の規定による協議をすることを要しない。この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>※(1)から(22)まで 略</p> <p>(23) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第4号に規定する電気通信事業</u> _____の用に供する線路又は空中線系_____及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>※(24)から(29)まで 略</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第8条まで 略 (適用の除外)</p> <p>第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項の規定による許可を受け、又は前条後段の規定による協議をすることを要しない。この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとする者は、あらかじめ、市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。</p> <p>※(1)から(22)まで 略</p> <p>(23) <u>電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。)</u>及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為</p> <p>※(24)から(29)まで 略</p> <p>※以下 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年5月1日から施行する。</u></p>	

加賀市国民健康保険税条例(平成17年加賀市条例第156号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>※第3条から第5条の2まで 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,900</u></p>	<p>※第1条 略 (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>※(1)から(3)まで 略</p> <p>※2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。</p> <p>※第3条から第5条の2まで 略 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.27</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,200</u></p>	

円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,200円
- (2) 特定世帯 3,100円
- (3) 特定継続世帯 4,650円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.88を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,400円とする。

※第10条から第20条まで 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援

円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の2 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円
- (2) 特定世帯 3,200円
- (3) 特定継続世帯 4,800円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.96を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,600円とする。

※第10条から第20条まで 略

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援

金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) ※本文 略

※ア・イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,230円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円

(イ) 特定世帯 2,170円

(ウ) 特定継続世帯 3,255円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 6,790円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,080円

(2) ※本文 略

※ア・イ 略

金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) ※本文 略

※ア・イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,440円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,480円

(イ) 特定世帯 2,240円

(ウ) 特定継続世帯 3,360円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,220円

(2) ※本文 略

※ア・イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,450円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(イ) 特定世帯 1,550円

(ウ) 特定継続世帯 2,325円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,200円

(3) ※本文 略

※ア・イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,780円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,200円

(イ) 特定世帯 1,600円

(ウ) 特定継続世帯 2,400円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 5,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,300円

(3) ※本文 略

※ア・イ 略

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,280円

(イ) 特定世帯 620円

(ウ) 特定継続世帯 930円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,940円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 880円

2 ※本文 略

※(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,335円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,225円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,560円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,450円

※以下略

(イ) 特定世帯 640円

(ウ) 特定継続世帯 960円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 920円

2 ※本文 略

※(1) 略

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,380円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,300円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,680円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,600円

※以下略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の加賀市国民健康保険税条例の規定は、令和

8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

加賀市介護保険条例(平成17年加賀市条例第157号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※本則 略</p> <p>※附則1から13まで 略</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>※本則 略</p> <p>※附則1から13まで 略</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例)</p> <p>14 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この項から第17項までにおいて同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控</p>	

除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあ

るのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

16 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア及び第15号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同条第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号。以下「税法」という。)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該

合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町

村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除

して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従いこの条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

18 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

加賀市火入れに関する条例(平成17年加賀市条例第178号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第12条まで 略 <u>(火入れの中止)</u></p> <p>第13条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても<u>強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された</u> <u>場合には、火入れを行</u> <u>ってはならない。</u></p> <p>—</p> <p>2 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>強風注意報、異常乾燥注意報若しくは火災警報が発令された</u>ときには、速やかに消火しなければならない。</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第12条まで 略 <u>(火入れの中止及び制限)</u></p> <p>第13条 火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、<u>強風注意報、乾燥注意報又は火災に関する警報(以下この条において「警報等」という。)</u>が発せられた場合には、火入れを行ってはならない。</p> <p>2 <u>火入れ者及び火入れ責任者は、火入れの許可の期間中であっても、加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)第29条の8に規定する林野火災に関する注意報が発せられた場合には、当該注意報が解除されるまでの間、火入れの制限に従うよう努めなければならない。</u></p> <p>3 火入れ責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は<u>警報等が発せられた</u> <u>ときには、速やかに消火しなければならない。</u></p> <p>※以下 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	

加賀市病院事業職員定数条例(令和2年加賀市条例第15号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>530人</u>とする。 ※以下 略</p>	<p>※第1条 略 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、<u>550人</u>とする。 ※以下 略 附 則 <u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	

加賀市病院事業使用料及び手数料条例(平成17年加賀市条例第139号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)第3条第2項に規定する病院(以下「病院」という。)において診療等を受け、若しくは病院を利用した者又は同条第4項に規定する訪問看護ステーションを利用した者から徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>※以下 略</p> <p>別表(第2条関係) 使用料等</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、加賀市病院事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第137号)第3条第2項に規定する施設(以下「病院等」という。)において診療等を受け、又は病院等を利用した者から徴収する使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>※以下 略</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の加賀市病院事業使用料及び手数料条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。</p> <p>別表(第2条関係) 使用料等</p>	

種別	区分	料金
※1の項から8の項まで 略	略	略
9 その他特別に経費を要する診療料	第1項から前項までに掲げるもののほか特別に経費を要する診療料	診療報酬の算定方法による基準等を考慮して管理者が別に定める額

種別	区分	料金
※1の項から8の項まで 略	略	略
9 その他特別に経費を要する診療料及び施設等の使用料	第1項から前項までに掲げるもののほか特別に経費を要する診療料及び施設等の使用料	管理者が別に定める額

加賀看護学校授業料等徴収条例(平成17年加賀市条例第141号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、加賀看護学校(以下「学校」という。)の受験手数料、入学金、授業料及び証明手数料_____の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受験手数料等の額)</p> <p>第2条 学校の徴収する受験手数料、入学金及び授業料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(証明手数料の額)</p> <p>第3条 学校が発行する各種証明書の証明手数料の額は、1通300円とする。</p> <p>(徴収方法)</p> <p>第4条 受験手数料は、入学願書等の書類を受理する際にあわせて徴収する。</p> <p>2 入学金は、入学手続をする際にあわせて徴収する_____。</p> <p>3 授業料は、前期及び後期の2期に区分し、_____前期分については4月、後期分については10月に納入通知書の発行をもって徴収する。</p> <p>4 前期又は後期中途において復学又は転入学(以下「復学等」という。)をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の12分の1に相当する額に復学等の日に属する月から次の徴収</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、加賀看護学校(以下「学校」という。)の受験手数料、入学金、授業料及び証明手数料(以下「授業料等」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(授業料等の額)</p> <p>第2条 学校の授業料等_____の額は、別表のとおりとする。</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>(授業料等の納付)</p> <p>第3条 受験手数料は、入学願書を提出する際に納付しなければならない。</p> <p>2 入学金は、入学手続をする際に納付しなければならない。</p> <p>3 授業料は、前期及び後期の2期に区分し、<u>授業料の年額の2分の1に相当する額を、前期分については4月、後期分については10月に納付しなければならない</u>_____。</p> <p>4 年度_____の中途において復学又は転入学(以下「復学等」という。)をした者の<u>授業料については、年額_____の12分の1に相当する額に復学等をした月から当該期末までの</u></p>	

の時期前までの月数 _____ を乗じて得た額を納入通知書の発行をもって徴収する _____。

5 前項の授業料は、復学等に属する月に徴収する。

(未納者の措置)

第5条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、授業料を納入しない学生に対して、就学を停止させ、又は退学を命ずることができる。

(授業料の減免等)

第6条 管理者は、経済的理由又は災害その他やむを得ない事情があると認められる者に対し _____ 授業料を減額し、若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

2 学生が休学する 場合において、その休学が第4条第1項に定める納入月の初日から末日まで及びその月以降引き続き月の初日から末日までに及ぶときは、その月に係る授業料を免除する。

(授業料等の返還)

第7条 既納の受験手数料、入学金及び授業料は、返還しない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第8条 ※本文 略

月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を乗じて得た額とし、復学等をした月に納付しなければならない。

5 証明手数料は、学校が発行する各種証明書の交付申請手續をする際に納付しなければならない。

(未納者の措置)

第4条 病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、授業料を納入しない者に対して、就学を停止させ、又は退学を命ずることができる。

(授業料の減免等)

第5条 管理者は、経済的理由又は災害その他やむを得ない事情があると認められる者に対して、授業料を減額若しくは免除 _____ 又はその納付を猶予することができる。

2 休学を許可された場合において、その休学が第3条第3項に定める前期又は後期の全期間 _____

_____ に及ぶときは、その期に係る授業料を免除する。

3 在学中の者が第3条第5項に定める交付申請手續をする場合において、その証明手数料を免除する。

(授業料等の返還)

第6条 既納の授業料等 _____ は、返還しない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第7条 ※本文 略

附 則

別表(第2条関係)

受験手数料、入学金及び授業料の額

項目	学科名	看護学科	備考
受験手数料		10,000円	入学願書等の書類を受理する際に徴収する。
入学金		100,000円	入学手続をする際に徴収する。
授業料		480,000円	年額とする。

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

授業料等

区分	金額
受験手数料	10,000円
入学金	100,000円
授業料	年額 480,000円
証明手数料	1通につき 300円

加賀市火災予防条例(平成17年加賀市条例第204号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第7条まで 略</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>※第1条から第7条まで 略</p> <p>(簡易サウナ設備)</p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備(屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室(サウナ室のうちテントを活用したものをいう。)</u> <u>又はバレル型サウナ室(サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。)</u>に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) <u>火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p>(2) <u>簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。)</u>及び第5条第1項の規定を準用する。</p>	

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備(以下「サウナ設備」という。)

_____の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

※(1) 略

(2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

※第8条から第29条の6まで 略

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器_____その他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

※2 略

※第30条から第43条まで 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれ

(一般サウナ設備)

第7条の3 一般サウナ設備(簡易サウナ設備以外のサウナ設備(サウナ室に設ける放熱設備をいう。)をいう。以下同じ。)の位置及び構造

は、次に掲げる基準によらなければならない。

※(1) 略

(2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。

※第8条から第29条の6まで 略

(住宅における火災の予防の推進)

第29条の7 市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

(1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進

(2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

※2 略

※第30条から第43条まで 略

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれ

のある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

※(1)から(6)まで 略

—

(7) サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

※(7)の2から(15)まで 略

※以下 略

のある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

※(1)から(6)まで 略

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

(7) 一般サウナ設備（個人の住居に設けるものを除く。）

※(7)の2から(15)まで 略

※以下 略

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

加賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年加賀市条例第207号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>※第1条から第12条まで略 (報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 82,500円</p> <p>(2) 副団長 69,000円</p> <p>(3) 分団長 50,500円</p> <p>(4) 副分団長 45,500円</p> <p>—</p> <p>(5) 班長 37,000円</p> <p>(6) 団員 36,500円</p> <p>※以下 略</p>	<p>※第1条から第12条まで略 (報酬)</p> <p>第13条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。</p> <p>2 団員には、次により年額報酬を支給する。</p> <p>(1) 団長 82,500円</p> <p>(2) 副団長 69,000円</p> <p>(3) 分団長 50,500円</p> <p>(4) 副分団長 45,500円</p> <p>(5) 部長 <u>37,000円</u></p> <p>(6) 班長 37,000円</p> <p>(7) 団員 36,500円</p> <p>※以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	